

おとなができること それは、きっかけを つくらない



青少年の保護と非行の防止のために

1. 深夜における外出や遊技場等への立ち入りの禁止 (第22条)(第22条の2)

どんな人でも青少年に対し、正当な理由がないのに、深夜に外出させたり、
お店に立ち入らせてはいけません。(第22条)

正当な理由がないのに、深夜、カラオケボックスに青少年を
店に立ち入らせると、お店側が罰せられます。(第22条の2)

※ 深夜とは午後11時から翌日の日の出時までです。



2. みだらな性行為やわいせつな行為の禁止(第20条)

青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはいけません。
また、青少年にわいせつな行為をさせたり、教え、見せたりしてはいけません。



違反すると、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※青少年であることを知らなかったことを理由に、刑を免れる
ことはできません。(第29条)



新潟県青少年健全育成条例の目的（第1条）

この条例は、青少年の健全育成に関する理念と責任を明らかにし、青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより、次代の新潟県を担う青少年を保護育成することを目的としています。

県民の責務（第6条）

すべての県民は、お互いに協力し、青少年が健全に育成されるよう努めなければなりません。とくに、青少年の保護者は、青少年を健全な環境の中で心身ともに健康に育成するよう十分な注意が求められています。また、このように県民から期待を受けている青少年自身にも、社会の一員としての自覚を持ち、自己啓発と向上に努めてもらうよう要請します。

「家庭の日」の普及（第11条）

県では健全な家庭環境づくりをすすめるため、毎月第3日曜日を「家庭の日」に定め、普及を図っています。家族の対話の大切さを改めて考え、お互いのことを理解し合う機会にしましょう。



みなさんのご理解とご協力をお願いします

青少年を取り巻く社会環境は日々刻々と変化しており、成人向け雑誌やコミック、DVD等の氾濫やインターネットを介しての青少年の被害の増加などにみられるような有害環境に対処するため、県では、青少年健全育成条例による環境浄化等を行いながら、青少年の健全育成を図っています。条例の適正な運用のためには、県民のみなさん一人ひとりが、健全育成を阻害する心ない大人の行為から青少年を守り、青少年のための良好な環境づくりに努めることにより、その効果が発揮されます。未来を担う青少年を有害な環境から守り、健やかに育てるため、県民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

新潟県青少年健全育成条例についてのお問い合わせは

新潟県福祉保健部児童家庭課

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話 025-280-5214

E-mail ngt040270@pref.niigata.lg.jp

◆新潟県青少年健全育成条例は新潟県のホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/> に全文が掲載されています。

